

新医第294号（業）
令和6年8月8日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

オンラインによる返戻再請求（紙返戻終了）について

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

オンライン請求医療機関等からの返戻再請求等については、令和5年3月原請求分から、審査支払機関から紙媒体のみで返戻されたレセプトに係る再請求を除きオンラインによるものとされます。一方で、必要なシステム改修が間に合わない等の「やむを得ない場合の必要な対応（経過措置）」については、医療機関等からの届出により、紙媒体による返戻再請求等が継続できるとされております。また、オンライン請求医療機関等には、オンライン請求システムから返戻データのダウンロードを求める通知（システムログイン後の画面）のほか、審査支払機関から引き続き紙媒体による返戻レセプトが届くこととなります。

その上で、令和6年9月末に紙返戻および「やむを得ない場合の必要な対応」を廃止することとされておりました。

今般、この取扱いのとおりオンライン請求を行う保険医療機関等に対する返戻レセプトについて、令和6年10月以降、審査支払機関からの郵便での送付（紙返戻）が終了されることとなりますので、返戻ファイルを用いてオンラインによる再請求を実施できるよう、システムベンダとの間でシステム改修の必要があるかどうか等、ご相談のうえ、ご準備いただきたいとのことです。

また、社会保険診療報酬支払基金においては、返戻ファイルを紙化した返戻レセプトで再請求された場合や、古いOS又はブラウザのオンライン請求システム利用者に対して、オンライン請求システムのポップアップ機能を活用し、更新の案内を行うこととされます。本件については、支払基金新潟審査委員会事務局からも別途通知がありましたので、ご参考までに本書へ添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただきますとともに、貴会会員に対してご周知くださいますよう貴職のご高配をお願いいたします。



日医発第 792 号（保険）
令和 6 年 7 月 31 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公 印 省 略）

オンラインによる返戻再請求（紙返戻終了）について

日々、地域医療の確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

返戻再請求および再審査申出のオンライン化については、令和 5 年 3 月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨、「オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および保険者による再審査申出のオンライン化等について」（令和 4 年 10 月 4 日付日医発第 1325 号（保険））にて、その後、オンライン請求医療機関等又は保険者がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わない場合など、「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）について、引き続き、紙媒体による返戻再請求又は再審査申出ができる旨、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和 5 年 1 月 25 日付日医発第 2001 号（保険））により、ご案内申し上げたところであります。

その際、令和 6 年 9 月末に紙返戻及び「やむを得ない場合の必要な対応」を廃止することとをあわせてご連絡申し上げているところであります。

今般、上記ご案内のとおり、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについて、令和 6 年 10 月以降、郵送での送付（紙返戻）が終了されることとなりますので、返戻ファイルを用いてオンラインによる再請求を実施できるよう、レセプトコンピュータのシステムベンダとの間で、システム改修の必要があるかどうか等、事前によくご相談し、ご準備いただきますようお願いいたします。

添付資料のとおり、厚生労働省より、オンライン請求医療機関・薬局向けの周知広報資料が作成されておりますので、ご参照ください。

また、社会保険診療報酬支払基金においては、①紙出力した返戻レセプトが再請求された場合や②古い OS 又はブラウザのオンライン請求システム利用者に対して、オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内を行うこととしております。詳細につきましては、各支払基金支部あてにお問い合わせください。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

オンラインによる返戻再請求の実施に関する周知広報資料の送付について
（令和 6 年 7 月 29 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課）



事 務 連 絡
令和6年7月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンラインによる返戻再請求の実施に関する周知広報資料の送付について

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局（以下「オンライン請求医療機関・薬局」という。）に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（紙返戻）とオンライン請求システムを介した方法（返戻ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発 0123 第1号）においてお示ししているとおり、令和6年9月末に郵送での紙返戻を終了することとしています。

これに伴い、現在、郵送された返戻レセプト等を提出することによる再請求を実施しているオンライン請求医療機関・薬局において、令和6年10月以降、返戻ファイルを用いてオンラインによる再請求を実施できるよう、レセプトコンピュータのシステムベンダとの間で、システム改修の必要があるかどうか等について、事前によく相談し、ご準備いただきますようお願いいたします。

上記の内容について、別添のとおりオンライン請求医療機関・薬局向けの周知広報資料を作成するとともに、今般、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）・後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、地方厚生（支）局宛てに通知しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

（別添1）【オンライン請求を行う保険医療機関・薬局向け】返戻再請求のオンライン化についてのご案内

（別添2）【オンライン請求を行う保健医療機関・薬局向け】周知リーフレット（オンラインによる返戻再請求の実施についてのご案内）

【オンライン請求を行う保険医療機関・薬局向け】

返戻再請求のオンライン化についてのご案内

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
保険データ企画室

目次

1. オンライン請求医療機関・薬局における返戻再請求のオンライン化についてのご案内
2. 医療機関・薬局にてご対応いただきたいこと
3. 【参考】オンライン請求に関する資料
 1. 返戻再請求をオンラインで実施する具体的なシステム操作の方法
 2. 参考情報等

1. オンライン請求医療機関・薬局における 返戻再請求のオンライン化についてのご案内

1.オンライン請求医療機関・薬局における返戻再請求のオンライン化についてのご案内

- 令和5年4月以降、オンライン請求医療機関・薬局については、原則オンラインにより返戻再請求を行うこととされています（令和6年9月末までは、やむを得ない場合に経過措置の届出を行うことにより紙による返戻再請求が可能）。
- オンライン請求医療機関・薬局において、令和6年9月末に紙による返戻レセプトの送付が終了となり※1、10月以降はオンラインによる返戻レセプト（返戻ファイル※2）のみとなります。返戻再請求についてもオンラインで行っていただく必要があります。
- 返戻ファイルのダウンロード期間は3か月（具体的な例は下表参照）となりますので、期間内にオンライン請求システムから返戻ファイルをダウンロードいただき、オンラインによる返戻再請求を実施いただきますようお願いいたします※3。
- なお、紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和6年10月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

審査支払機関からの返送付月	紙返戻の送付	オンラインによる返戻	オンライン請求システム上でのダウンロード期限	（参考）診療月	（参考）原請求実施月 （オンライン請求システムにおける請求期間）
令和6年9月上旬	あり	あり	令和6年11月末	令和6年7月	令和6年8月 （8月5日～10日）
令和6年10月上旬	なし	あり	令和6年12月末	令和6年8月	令和6年9月 （9月5日～10日）
令和6年11月上旬	なし	あり	令和7年1月末	令和6年9月	令和6年10月 （10月5日～10日）

※1 電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて（令和5年1月23日付保連発0123第1号） <https://www.mhlw.go.jp/ntent/12400000/001042816.pdf>

※2 返戻ファイルは、再審査分の返戻ファイルも含まれます。

※3 原請求をオンラインで実施していない医療機関・薬局（猶予届出を提出することで光ディスク等による請求及び紙レセプトによる請求を継続している医療機関・薬局）においては、令和6年10月以降においても紙媒体で返戻レセプトが送付されます。

2. 医療機関・薬局にてご対応いただきたいこと

2.医療機関・薬局にてご対応いただきたいこと

- 返戻再請求をオンラインで実施するためには、レセプトコンピュータ（以下「レセコン」）がオンラインによる返戻再請求に対応しているかご確認いただく必要があります。
- **まずはレセコンのシステムベンダにご確認・ご相談いただき、必要に応じてレセコンの改修を行うなど、オンラインによる返戻再請求を実施できるよう準備をお願いいたします。**

**返戻再請求をオンラインで行うことができるよう、
各医療機関・薬局にて必要な対応をお願いいたします。**



1. 現在ご使用のレセコンのシステムの確認

- ・ 現在ご使用のレセコンのシステムが、オンラインによる返戻再請求に対応しているかご確認をお願いいたします。令和6年10月以降はオンライン請求医療機関・薬局に対する紙媒体での返戻レセプトの送付を終了することとしており、経過措置も終了するため、それまでにオンラインによる返戻再請求に対応できるようにしていただく必要があります。



2. システムベンダへのサポートの依頼

- ・ 現在ご使用のレセコンのシステムがオンラインによる返戻再請求に対応しているかの確認やシステムの改修、レセコンやオンライン請求用端末の操作説明を受けるといった場合に、必要に応じてシステムベンダにサポートを依頼してください。

3. 【参考】オンライン請求に関する資料

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-1.返戻再請求をオンラインで実施する具体的なシステム操作の方法（1/4）

- オンライン請求システム操作手順書※は、オンライン請求システムにおける請求事務の流れ及び各ステップにおける操作方法を詳細に説明した資料になります。
実際にオンライン返戻再請求を実施する際の具体的な手順については、操作手順書を参照ください。
- 次ページ以降、操作手順書を元に簡潔にオンライン返戻再請求に係る操作方法をまとめていますので、ご活用ください。

オンライン請求システム
操作手順書

【運用】編
＜医療機関・薬局・訪問看護ステーション用＞

令和6年7月版

社会保険診療報酬支払基金
都道府県国民健康保険団体連合会

オンライン請求システム操作手順書目次

- ・オンライン請求システムの流れ（請求・確認試験）
- ・Web画面によるレセプト訂正の流れ
- ・返戻再請求の流れ（請求・保険者の再請求等・確認試験）
- ・はじめに
- 1. 請求（受付）などの運用期間
- 2. ネットワークに接続する・ネットワークから切断する
- 3. ログインする
- 4. トップページ画面構成
- 5. レセプトデータをWebサイトへ請求する ……本資料P10, 11の内容
- 6. レセプトデータを訂正する（支払基金のみの機能）
- 7. 再審査等請求をWebサイトから行う
- 8. 各種帳票等をダウンロードする
- 9. 返戻レセプトをダウンロードする ……本資料P9の内容
- 10. レセプトデータの確認試験を実施する
- 11. お知らせを確認する
- 12. マニュアルを閲覧する
- 13. Q&A
- 14. 訂正可能な項目
- ・問合せ先

※ 支払基金HP 保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求>7. オンライン請求>オンライン請求システム操作手順書
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/iryokikan/index.html#cms07>

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-1.返戻再請求をオンラインで実施する具体的なシステム操作の方法（2/4）

<返戻ファイルのダウンロード※>

- ① 画面左の【返戻レセプト】ボタンをクリックし、【原審査分（医科）】・【再審査分（医科）】または【原審査分（DPC）】・【再審査分（DPC）】ボタンをクリックします。
※医療機関（歯科）、薬局の場合、【原審査分】・【再審査分】ボタンが表示されます。
- ② レセプトデータの【ダウンロード】ボタンをクリックします。
- ③ Microsoft Edge（Chromium）の場合、画面右上部にダウンロード状況及び結果が表示されます。



*画面キャプチャは医科・DPCにおける原審査分のものを例示しています。

返戻レセプトダウンロード(医科)				
直近3か月分の返戻レセプトがダウンロードできます。				
項番	処理年月	返戻レセプト件数	ダウンロード日	ダウンロード
1	令和X年2月	1	未ダウンロード	ダウンロード
2	令和X年1月	1	未ダウンロード	ダウンロード
3	令和X年12月	1	未ダウンロード	ダウンロード

※ 詳細はオンライン請求システム操作手順書P342-345（第9章 返戻レセプトをダウンロードする 9.1 審査支払機関からの返戻レセプトをダウンロードする）をご参照ください。

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-1.返戻再請求をオンラインで実施する具体的なシステム操作の方法（3/4）

<返戻ファイルの修正・送信※>

- ① トップページ画面で【レセプト送信・状況】ボタンをクリックし、【送信（医科）】または【送信（DPC）】ボタンをクリックします。

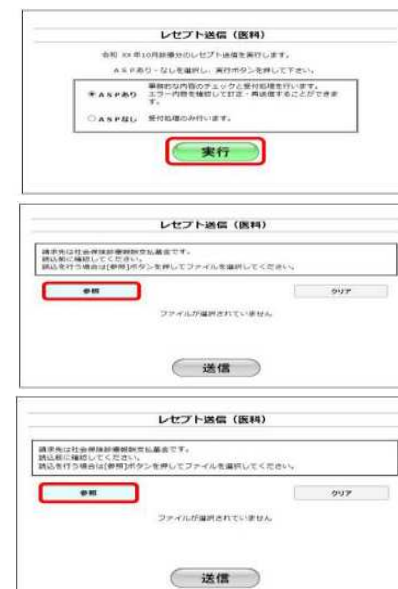
※医療機関（歯科）、薬局の場合、【送信】ボタンが表示されます。

- ② 【実行】ボタンをクリックし、【参照】ボタンをクリックします。各医療機関でご使用のレセコンで修正した再請求用レセプトデータを、読み込み先（電子媒体、フォルダ等）を指定して【アップロード】ボタンをクリックします。

※前ページでダウンロードした返戻ファイルをご使用のレセコンに取り込み、返戻ファイルを修正いただく必要があります。
レセコンにおける請求データの作成等、レセプト修正に係る具体的な操作についてはシステムベンダにお問い合わせください。



*画面キャプチャは医科・DPCのものを例示しています。



※ 詳細はオンライン請求システム操作手順書P117-195（第5章レセプトデータを Web サイトへ請求する 5.1レセプトデータなどを送信する）をご参照ください。なお、本項の画面キャプチャはMicrosoft Edge(Chromium)版のものととなります。

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-1.返戻再請求をオンラインで実施する具体的なシステム操作の方法（4/4）

<送信した返戻ファイルの確認・請求の確定※>

- ① 画面左の【レセプト送信・状況】ボタン、【送信】・【状況】より送信したレセプトデータに応じて【状況（医科）】または【状況（DPC）】ボタンをクリックします。
※医療機関（歯科）、薬局の場合、【状況】ボタンが表示されます。
- ② 「請求状況」画面が表示され、この画面で返戻レセプトの送信結果を確認します。
- ③ 請求状況を確認した結果、請求する場合は請求方法に応じて、該当する【請求確定】ボタンをクリックします。

*画面キャプチャは医科・DPCのものを例示しています。



平成XX年4月診療分 請求状況（医科）

請求状況に「処理中」と表示され、受付処理が完了するまで時間を要する場合は、一旦オンライン請求システムを終了してお待ちください。
なお、オンライン請求システムを終了後も受付処理は行われております。

()内の件数は、返戻レセプトの再請求分の再掲です。
[]内の件数は、再審査等返戻レセプトの再請求分の再掲です。

最新状況に更新

XXXX/5/10 12:00 現在

送信回	送信日	請求 確定日	診療科	請求 確定回	送信レセプト件数			要確認 件数	請求確定 件数	請求状況
					入院	入院外	受付不能			
6	5/10	-	-	-	50 (0) [0]	442 (10) [5]	1 (-) [-]	1 (0) [0]	-	請求確定(エラー分含む) 請求確定(エラー分除く) 請求取消
5	5/9	5/9	-	4	30	170	0	0	202	請求済(エラー分含む)
4	5/8	-	-	-	30	168	2	5	-	取消済
3	5/7	5/7	-	3	10	139	1	2	142	請求済(エラー分含む)
2	5/6	5/6	-	2	0	9	1	-	9	請求済(ASPなし)
1	5/5	5/5	-	1	20	329	1	9	340	請求済(エラー分除く)

請求確定していないデータは請求されません。

CSV一括ダウンロード

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-2.参考情報等

■ オンライン請求に関する情報については下記も併せてご参照ください。

掲載場所	URL	HPに掲載されている情報
厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html	- 関係通知等 - リーフレット・周知資料等 - FAQ・問合せ先
支払基金HP (オンライン請求)	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/iryokikan/index.html	- オンライン請求の流れ - 受付・事務点検ASP - 既存の請求とオンライン請求との違い - オンライン請求の手続きについて - 確認試験・接続試験に係る届出等 - オンライン請求（操作手順書等） - 振込額明細データ - オンラインによる返戻再請求・再審査等請求 - オンライン請求に関するQ&A - 各種ファイル等のダウンロードページ - オンライン請求システムの稼働時間等
支払基金HP (オンライン請求システムに関するQ&A)	https://www.ssk.or.jp/go/shitsumon/online/index.html	- オンライン請求システムに関するQ&A（概要・制度・セキュリティ・費用・準備・PC・ネットワーク・届出・電子証明書・初期設定・システム（医療機関・薬局）） - オンラインによる請求前の資格確認に係る質疑応答集
国保中央会HP（オンライン請求）	https://www.kokuho.or.jp/system/online/	- お知らせ等 - システムベンダ等向け接続試験
オンライン請求システムサポートサイト	https://onlinesaikyu.jp/	- ネットワーク及びシステムについての運用情報 - 請求（受付）・確認試験などの運用期間 - 困ったときは（Q&A） - 問合せ先

3.【参考】オンライン請求に関する資料

3-2.参考情報等

■ オンライン請求システム等に関するお問合せは以下をご参照ください。

ご質問のカテゴリ	問合せ窓口
オンライン請求システムの操作、オンライン請求用端末の設定（電子証明書のインストール方法を含む）に関するお問合せ	・ オンライン請求システムヘルプデスク 0120-60-7210（通話無料） 5日から7日,11日,12日・・・8時から21時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む 8日から10日・・・8時から24時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む 13日から月末・・・9時から17時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む ※年末年始（12月29日から1月3日）を除く
ネットワーク回線に関するお問合せ	・ ネットワークサポートデスク 0120-220-571（通話無料） 1日から4日,11日から月末・・・9時から17時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む 5日から7日・・・8時から21時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む 8日から10日・・・8時から24時 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む ※年末年始（12月29日から1月3日）を除く
電子レセプトに関するお問合せ（記録条件仕様、受付・事務点検に係るASP等）	・ 【社保分のお問合せ】 最寄りの審査事務センター・分室 審査事務センター・分室一覧（支払基金HP）： https://www.ssk.or.jp/shibu/index.html ・ 【国保分のお問合せ】 国民健康保険団体連合会 ※照会先の担当部署・電話番号等については、医療機関・薬局所在の都道府県国民健康保険団体連合会HPを参照ください。

オンラインによる返戻再請求の実施についてのご案内

令和5年4月以降、オンライン請求医療機関・薬局については、原則オンラインにより返戻再請求を行うこととされています。

オンライン請求医療機関・薬局において、**令和6年9月末に紙による返戻レセプトの送付が終了**し、**10月以降はオンラインによる返戻のみ**となります。**返戻再請求についてもオンラインで行っていただく必要**がございます※1。

※1 紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和6年10月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

✓ 医療機関・薬局にてご対応いただきたいこと

- **返戻再請求をオンラインで実施するためには、現在使用中のレセプトコンピュータ（以下「レセコン」）がオンラインによる返戻再請求に対応しているかご確認ください**必要があります。
- まずは、**レセコンのシステムベンダにご確認・ご相談**いただき、必要に応じてレセコンの改修を行うなど、**オンラインで返戻再請求を実施できるよう準備**をお願いいたします。



レセコンのシステムの確認

現在ご使用のレセコンのシステムが、オンラインによる返戻再請求に対応しているかご確認ください。



システムベンダへのサポート依頼

システムの操作説明の依頼等、必要に応じて現在ご使用のレセコンのシステムベンダにサポートを依頼してください。

返戻再請求に係る事務の流れ

オンラインによる返戻再請求に係る事務の流れについては、裏面をご確認ください。

操作手順を
案内しています。

- 返戻ファイルのダウンロード方法等、**返戻再請求を行う際のオンライン請求システムの操作方法**については、下表の厚生労働省HP※2に掲載の資料「**【オンライン請求を行う保険医療機関・薬局向け】返戻再請求のオンライン化についてのご案内**」に掲載しています。
- **より具体的なオンライン請求システムの操作手順**については、下表の支払基金HP※3に掲載の「**オンライン請求システム操作手順書**」をご確認ください。

※2 厚生労働省HP 保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等>リーフレット・周知資料等>(2) 返戻再請求のオンライン化

※3 支払基金HP 保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求>7. オンライン請求>オンライン請求システム操作手順書

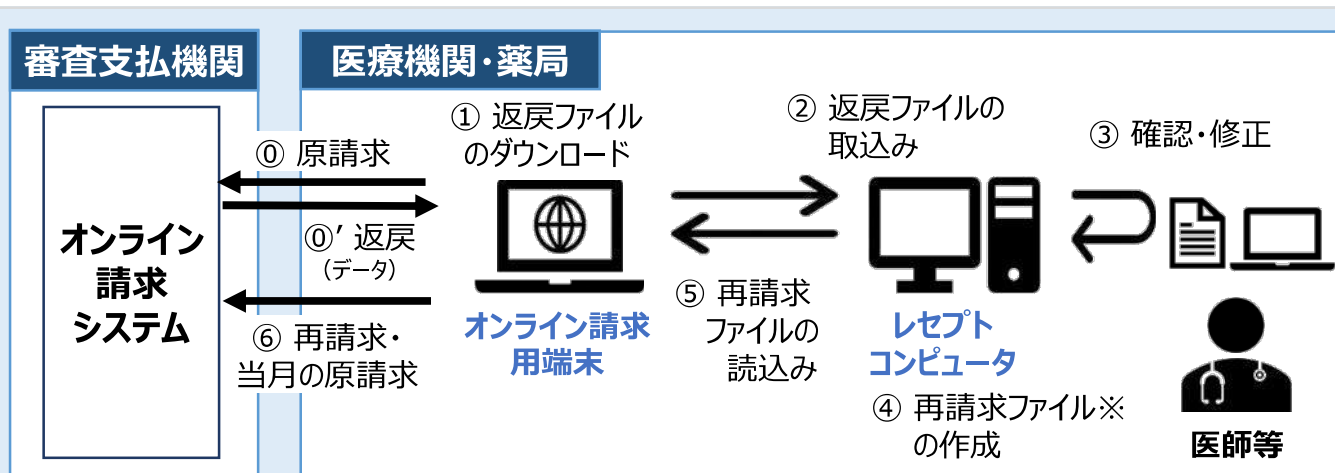
オンライン請求に関する詳しい情報については、下記も併せてご参照ください。

掲載場所	URL
厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html 
支払基金HP (オンライン請求)	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/iryokikan/index.html 
支払基金HP (オンライン請求システムに関するQ&A)	https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/index.html 
国保中央会HP (オンライン請求)	https://www.kokuho.or.jp/system/online/ 
オンライン請求システムサポートサイト	https://onlinesaikyu.jp/ 

(表面)

✓ オンラインによる返戻再請求実施手順（代表的な例）

以下では、オンラインによる返戻再請求にあたっての事務の概要をお示ししています。



※再請求の際は、再請求の記録条件仕様に基いたレセプトデータの作成が必要となります。

【事務の流れ】

①' 返戻レセプト（再審査等返戻レセプトを含む）があることを確認する。

※ オンライン請求を実施されている場合、直近3か月分のうち、未ダウンロードの返戻レセプトがあれば、オンライン請求システムへのログイン後トップページ画面の『処理状況』欄に、『未ダウンロードの返戻レセプトがあります。返戻レセプトボタンの「原審査分」（または「再審査分」）からダウンロードして下さい。』と表示されます。この通知で返戻がなされたことを確認できます。

① オンライン請求用端末を使用して、オンライン請求システムから返戻ファイルをダウンロードする。

※ 返戻レセプト（返戻ファイル）のダウンロード期間は3か月となります。期間内にオンライン請求システムから返戻ファイルのダウンロードをお願いします。

（参考）紙返戻の送付終了時期及び返戻ファイルのダウンロード期限

審査支払機関からの返戻送付月	紙返戻の送付	オンラインによる返戻	（オンライン請求システム上での）ダウンロード期限	診療月	原請求実施月 （オンライン請求システムにおける請求期間）
令和6年9月上旬	あり	あり	令和6年11月末	令和6年7月	令和6年8月 （8月5日～10日）
令和6年10月上旬	なし	あり	令和6年12月末	令和6年8月	令和6年9月 （9月5日～10日）
令和6年11月上旬	なし	あり	令和7年1月末	令和6年9月	令和6年10月 （10月5日～10日）

② ダウンロードした返戻ファイルを、レセコンへ取り込む。

※ オンライン請求用端末とレセコンが分離している場合には、端末間のデータの移動が必要となります。

③ 返戻ファイルの確認と修正を行う。

④ レセコンで該当するレセプト（入力データ）を修正し、再請求用のレセプトデータ（以下、再請求データ）を作成する。

⑤ 再請求ファイルをオンライン請求用の端末で読み込む。

⑥ 再請求ファイルについて、当月請求のレセプトと併せて、オンライン請求用端末からオンライン請求システムへ送信し、再請求を行う。



重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 30 日

新潟県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
新潟審査委員会事務局

返戻再請求のオンライン化に係る保険医療機関への対応と
お願いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、保険医療機関に対して、オンライン請求システムのポップアップ機能による周知及びお願い並びにリーフレットの送付について、下記のとおり、ご連絡申し上げます。

記

1 オンライン請求システムのポップアップ機能による周知等

「返戻再請求のオンライン化」及び「古い OS 又はブラウザ」の取扱いについては、別紙 1 のとおり取りまとめたことから、ご高覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、概要は以下のとおりです。

(1) 返戻再請求のオンライン化に係る対応の周知

厚生労働省通知※に基づき、「令和 6 年 10 月請求以降は診療年月にかかわらずオンラインにより返戻レセプトの再請求を行う必要がある」旨を、令和 6 年 8 月請求及び令和 6 年 9 月請求においてオンライン請求を実施している全ての保険医療機関に対して、別紙 2 のとおりポップアップ機能により周知いたします。

※ 「令和 5 年 1 月 23 日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長保連発 0123 第 1 号」及び「令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省保険局長保発 1226 第 4 号」

(2) 古い OS 又はブラウザのオンライン請求システム利用者へのお願い

古い OS 又はブラウザを使用している保険医療機関に対して、パソコンの OS 及びブラウザの更新を促すためのお願いを、令和 6 年 8 月請求から四半期ごとに、別紙 3 のとおりポップアップ機能により周知いたします。

新潟県医師会

24.07.31

2 リーフレットの送付

紙で提出されている症状詳記等の電子レセプト内への記録を保険医療機関に
お願いするリーフレットを、別紙 4 のとおり令和 6 年 7 月処理（8 月発送）に
併せて送付いたします。

なお、オンライン請求への移行をご検討いただくに当たり、書面によるレセ
プト請求している医療機関にも送付いたします。

※ お問い合わせ先
社会保険診療報酬支払基金
新潟審査委員会事務局
業務課 TEL 025-285-3101（代表）

オンライン請求システムの ポップアップ機能を活用したご案内

事業統括部 ・ システム部

オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内

オンライン請求システムを利用している機関に対するポップアップ機能を活用したご案内について

① 紙出力した返戻レセプトが再請求された場合の対応

令和6年10月請求以降は、診療年月にかかわらずオンラインにより再請求いただくよう周知します

- ▶ 令和6年9月末には「紙出力した返戻レセプトの送付」及び「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）が終了します。
- ▶ 同年10月請求以降に、①オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関等が紙化したレセプトや②令和6年9月までに審査支払機関から送付された出力紙レセプトの提出があった場合は、電話による「システム事業者の対応状況」の確認や文書による「オンライン再請求の実施」を連絡します。
- ▶ 当該連絡を行った上でも、オンライン再請求の対応がみられない場合は、時期を定めて紙出力した返戻レセプトは「返戻」させていただきます（返戻開始時期等は次頁参照）。

② 古いOS又はブラウザのオンライン請求システム利用者への対応

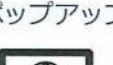
オンライン請求システムを利用するパソコンのOS及びブラウザを更新するよう利用者へ周知します

- ▶ メーカーサポートが終了しているOS・ブラウザの使用を継続すると、「画面レイアウトが崩れる」等の事象が発生する可能性があります。
- ▶ オンライン資格確認用パソコンでオンライン請求システムも利用可能であることをお知らせします。（パソコンの新規購入は不要で、電子証明書も1つで可能となります）

オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内

オンライン請求システムを利用している機関に対するポップアップ機能を活用したご案内について

ポップアップ等表示スケジュール（予定）

項目	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3以降
返戻再請求紙レセ オンラインで再請求すべき紙レセプト	経過措置※1期間 （対象機関数） 医科：約85,000機関 歯科：約40,000機関 調剤：約60,000機関		経過措置※1期間 終了					
	ポップアップ  （再請求）出力紙レセプト	ポップアップ  （再請求）出力紙レセプト	架電①  （1回目の通知） オンラインで再請求を行うよう通知  （再請求）出力紙レセプト	架電②  （再請求）出力紙レセプト	架電③  （再請求）出力紙レセプト	架電④  （2回目の通知） 再請求をオンラインで行わない場合、7.3請求以降は紙レセを返戻する旨を通知  （再請求）出力紙レセプト	架電⑤  （再請求）出力紙レセプト	◆2回目の通知から2か月経過後に紙レセ請求があった場合に返戻 返戻  （再請求）出力紙レセプト
OS・ブラウザ※2	ポップアップ  最新のOS・ブラウザの利用をお願い	（対象機関数） 医科：約14,000機関 歯科：約4,900機関 調剤：約9,000機関 OS・ブラウザの更新状況を確認 （なお、古いOS等を利用している機関）	10月請求時に古いOS等を利用している機関を対象 ポップアップ  （2回目）最新のOS・ブラウザの利用をお願い		7年1月請求時に古いOS等を利用している機関を対象 OS・ブラウザの更新状況を確認 （なお、古いOS等を利用している機関）		ポップアップ  （3回目）最新のOS・ブラウザの利用をお願い	（継続）

※1：「経過措置」とは、オンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わないなどの場合、個別に審査支払機関に届出を行った上、引き続き、紙媒体による返戻再請求ができることをいいます。

※2：審査支払機関が「動作環境」として指定するOS及びブラウザについては、支払基金ホームページから確認していただきます。

トップページ ➡ よくあるご質問 ➡ オンライン請求システムに関するQ&A ➡ PC ➡ オンライン請求用パソコン動作環境

<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/iryokikan/index.files/claimsys34.pdf>

オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内

① 返戻再請求のオンライン化への対応

これまでの経緯

- **令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 保連発0930第1号**「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）」
 - ・ オンライン請求医療機関等からの返戻再請求については、令和5年3月原請求分からオンラインによるものとし、システム事業者の対応状況を把握した上で、**やむを得ない場合の必要な対応**について検討する。
 - ・ オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指す。
- **令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 保連発0123第1号**「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」
 - ・ **「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）**として、オンライン請求医療機関等がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わないなどの場合、当該医療機関等は、個別に審査支払機関に届出を行った上、引き続き、紙媒体による返戻再請求ができる。
 - ・ 紙返戻の廃止後は、返戻された紙レセプトを提出することによる再請求が実施できないこと等を踏まえ、経過措置の対象となる関係機関は引き続きオンライン化の取組を進めることとする。
 - ・ その上で、令和6年9月末に紙返戻及び上記の**「やむを得ない場合の必要な対応」**を廃止する。
- **令和5年12月26日付け厚生労働省保険局長 保発1226第4号**「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
 - ・ オンライン請求を行う保険医療機関・薬局による返戻再請求については、令和5年4月以降、原則としてオンラインによる行うものとしており、**令和6年9月末には、これらの施設に対する紙媒体での返戻レセプトの送付を廃止**することとしている。

令和6年8月5日からオンライン請求システムで表示するポップアップ

これまでの経緯を踏まえた医療機関等への周知事項に係るポップアップ（案）は別紙1のとおりです。

⇒ **令和6年10月請求以降、紙出力した返戻レセプトを使用した再請求は認められなくなることを周知いたします。**

オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内

②古いOS又はブラウザのオンライン請求システム利用者への対応

これまでの経緯

- オンライン請求システム利用者側のパソコンの動作環境（利用可能なOS・ブラウザ）は利用者の拡大及び利便性の向上のため、その都度追加してきた一方で、システム上の制限がない限り、メーカーのサポート期限が切れているOS・ブラウザも利用されています。
- メーカーサポートが終了しているOS・ブラウザについては、今後のシステム改修時の動作確認を実施しないことを検討（時期は未定）しており、メーカーのサポートが終了しているOS・ブラウザの使用を継続すると、「画面レイアウトが崩れる」等の事象が発生する可能性があるので、メーカーサポート中のOS・ブラウザに更新する必要があります。
- 一方、オンライン資格確認用パソコンは、メーカーサポート中のOS・ブラウザに限られており、同一端末でオンライン請求システムの利用も可能となっています。

令和6年8月5日からオンライン請求システムで表示するポップアップ

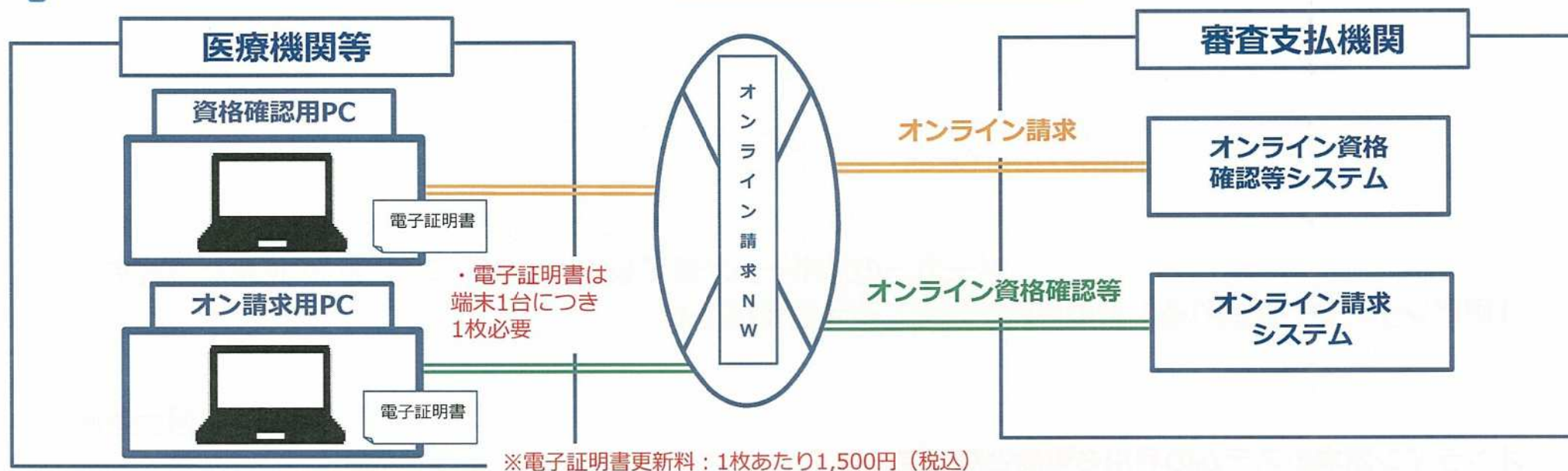
これまでの経緯を踏まえた医療機関等への周知事項に係るポップアップ（案）は別紙2のとおりです。

⇒ オンライン資格確認用のパソコン（同一端末）で、オンライン請求も利用できること等を周知いたします。

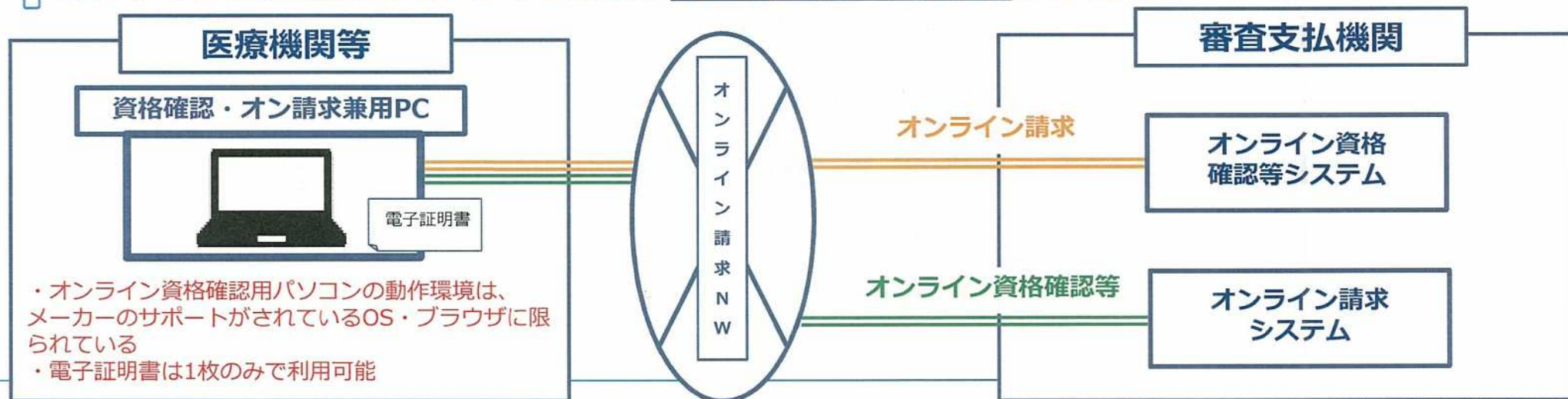
オンライン請求システムのポップアップ機能を活用したご案内

(参考) 古いOS又はブラウザのオンライン請求システム利用者への対応

オンライン資格確認とオンライン請求をそれぞれのパソコンで利用する場合



オンライン資格確認とオンライン請求を同一のパソコンで利用する場合



オンライン請求を実施されている保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ
紙出力した返戻レセプトによる再請求ができなくなります。

本画面は、レセプトをオンラインで請求している全ての保険医療機関及び保険薬局の皆様へ表示しております。

厚生労働省通知に基づき、令和6年9月末には「紙出力した返戻レセプトの送付」が廃止され、10月送付分（9月請求分）より支払基金から該当レセプトの送付が行われなくなります。

併せて、「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）が廃止されることに伴い、診療年月にかかわらず、10月請求以降、紙出力した返戻レセプトの返戻再請求は認められなくなります※（オンラインによる再請求のみとなります）。

つきましては、同年10月請求以降も、以下の紙レセプトが再請求された場合は、「返戻」させていただくこととなりますので、事前にご承知おき願います。

- ① オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関等が紙化したレセプト
- ② 令和6年9月までに審査支払機関が送付した紙出力による返戻レセプト

※ 公費実施機関等から紙で再審査申出された返戻レセプトは、オンライン請求システムからダウンロードできないため、引き続き支払基金から送付する紙レセプトで再請求することとなります。

（注）返戻ファイルを忘れずにダウンロード願います。

【本件に関する照会先】

・返戻再請求等のオンライン化及び経過措置に係る届出に関すること
支払基金 審査事務センター審査事務担当者

◎ 上記内容について確認しました

確認したので閉じる

メーカーサポートが終了している OS・ブラウザでオンライン
請求システムをご利用している皆さまへ（ご案内）

本画面は、現在ご利用いただいているオンライン請求用パソコンの OS・ブラウザのメーカーサポートが既に終了している利用者の皆様へ表示しています。

ご利用いただいているオンライン請求用パソコンの OS・ブラウザは、メーカーサポートが既に終了しています。

メーカーサポートが終了している OS・ブラウザについては、今後のシステム改修時の動作確認を実施しないことを検討（時期は未定）しており、メーカーサポートが終了している OS・ブラウザの使用を継続すると、「画面レイアウトが崩れる」等の事象が発生する可能性があるため、メーカーサポート中の OS・ブラウザ※のご利用をお願いします。

一方、オンライン資格確認用パソコンは、メーカーサポート中の OS・ブラウザでご利用いただいております。オンライン資格確認と同一のパソコンでオンライン請求システムを利用いただくことも可能となっておりますので、この機会にオンライン資格確認用のパソコンでオンライン請求をご利用いただくこともご検討ください。

なお、オンライン資格確認とオンライン請求で同一のパソコンを利用いただくことで、必要な「電子証明書」が1枚となりますので、電子証明書に係る費用が低減されます。

（例：オンライン資格確認とオンライン請求を同一のパソコンで利用する場合）

・電子証明書更新料：1,500 円（税込）

（例：オンライン資格確認とオンライン請求でパソコンを1台ずつ利用する場合）

・電子証明書更新料：3,000 円（税込）

※メーカーサポート中の OS・ブラウザは、オンライン請求システムの「お知らせ」に掲載している「オンライン請求用パソコン動作環境」の利用者欄が「○」のもの。

●オンライン請求用パソコンの OS・ブラウザを変更する場合、医療機関等向け総合ポータルサイトで「パソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ」の変更申請が必要です。

【「パソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ」の変更申請方法の照会先】

・オンライン資格確認等コールセンターにお問い合わせ願います

TEL 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00 土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

・既にメーカーサポート中の OS・ブラウザに更新されている利用者におかれましては、行き違いで本案内が表示されていることにつきまして、ご容赦願います。

◎ 上記内容について確認しました

確認したので閉じる

※ 本案内は全ての医療機関の皆様へ送付しております。なお、猶予届出により書面による請求を行う医療機関の皆様は本案内の対象外となりますので、今後、オンライン請求への移行を検討されている場合は参考にしてください。

症状詳記等は電子レセプト内に記録をお願いいたします



支払基金へ紙で提出している症状詳記や手術記録、検査記録、廃用症候群に係る評価表、治験概要等のうち、**取扱要領に基づき、電子記録できるものについては、電子レセプト内に記録していただきますようお願いいたします。**

紙による症状詳記等の提出状況

- 支払基金に紙で提出される症状詳記等の資料は毎月13,000件にのぼり、大部分は病院から出されています。
- 一般的に病院では電子カルテが導入されており、その多くはレセコンと連携され、電子カルテ・レセコンのどちらからでも電子的に記録することが可能ですので、院内の電子記録方法についてご確認願います。

症状詳記等の電子記録方法については、レセコンベンダー等へご確認願います！

医師

医事課

支払基金

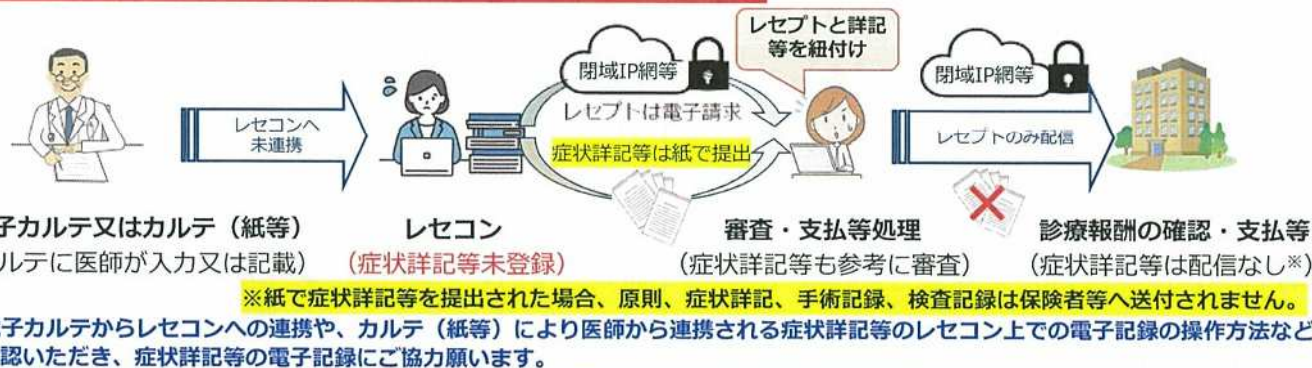
保険者等

電子カルテの症状詳記等がレセコンへ連携し電子レセプトへ自動記録可能な場合



※電子カルテからレセコンへ自動連携しない場合もレセコン等で症状詳記を登録できる場合があります。

電子カルテは導入されているが症状詳記等が紙媒体で提出される場合



紙による資料が多い医療機関へは、個別に連絡した上で症状詳記等の電子記録をお願いすることもあります。

電子記録のメリット

- ◆ 紙で提出された症状詳記等は、支払基金において審査・支払等処理が終了後に原則、廃棄となりますが、**レセプト内に記録された情報は保険者等に配信されるため、診療内容等がより正確に伝わり保険者等からの再審査請求の減少が期待できます。**
- ◆ 紙で提出する際の**印刷の手間、支払基金への送付業務が軽減**されます。

(参考)「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」令和5年1月23日保連発0123第1号 別紙1 (抜粋)

1. 電子情報処理組織による診療(調剤)報酬請求の届出等
 - (2) 請求に関する方法
 - ① 診療(調剤)報酬請求書情報及び診療(調剤)報酬明細書情報について、厚生労働大臣の定める方式に従って入力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに所定の期日までに記録すること。**(なお、症状詳記についても電子レセプト情報に含めて記録すること。)** -以下略-

基本的に電子記録可能となっている添付資料については裏面をご覧ください。

基本的に電子記録可能となっている添付資料(電子記録方法については、レセコンベンダー等へご確認願います)

- ◆ 紙の手術記録等の多くは、外科や整形外科、リハビリ科から提出されています。

また、症状詳記のほか以下の資料は、原則、電子記録が可能となっていますので、是非、電子で記録いただきますようお願いいたします。

手術記録

検査記録

廃用症候群に係る評価表

治験概要

電子記録が必要な添付資料(令和6年6月診療分以降、症状詳記等が電子的記録となった診療行為)

- ◆ 令和6年度の記載要領において、従前は「添付する」と定められていた項目の一部が、電子的に「**記載する**」と改正されました。(記載要領において「**記載する**」と改正された診療行為は下表のとおり)。
- ◆ 当該改正は令和6年6月1日より適用されておりますので、該当する診療行為については紙による提出ではなく**電子記録にご協力願います**。

項番	区分	診療行為 名称等	項番	区分	診療行為 名称等
344	D310の3	小腸内視鏡検査 3 カプセル型内視鏡によるもの	486	K282	水晶体再建術の注の加算
345	D310 注2	小腸内視鏡検査 内視鏡的留置術加算	495	K311	鼓膜穿孔閉鎖術
346	D313の2	大腸内視鏡検査 2 カプセル型内視鏡によるもの	495	K598 K599 K599-3	両心室ペースメーカー移植術 植込型除細動器移植術 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術
347	D313 注3	大腸内視鏡検査 バルーン内視鏡加算	503	K695	肝切除術
438	J007-2	硬膜外自家血注入	504	K695-2	腹腔鏡下肝切除術
465	J118-4	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)	505	K721 注2 K721-3 注 K721-4 注	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 内視鏡的結腸異物摘出術 バルーン内視鏡加算 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 バルーン内視鏡加算
483	K172の2	脳動静脈奇形摘出術	537	-	特定保険医療材料※
484	K268	緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	543	L008-2 注2	体温維持療法の体温維持迅速導入加算

※「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)により、**複数の項で「記載する」に改正されています**。

(例) 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を**記載すること**。

- ◆ このほか「**医療観察診療報酬明細書等の記載要領**」では「**支払基金に提出する**」の記載が削除され紙資料の**提出が不要**となっています。ただし、医療観察精神科電気痙攣療法については「**診療録の写しを別途提出すること**」と定められています。

お問い合わせ



ダイレクトレスポンスを推奨しております。検索のうえ直接担当者へお問い合わせ願います。

支払基金ホームページ(<https://www.ssk.or.jp/>)

トップページ > 医療機関等照会先連絡(問い合わせ先)検索

